

参考資料 1

神奈川県環境審議会「令和5年度第2回事業活動温暖化対策部会」議事録

日 時：令和5年9月5日（火曜日）14：00～15：40

場 所：安協サービスセンター 2F Room2 ・Zoom

出席部会員：鎌形部会長、青柳部会員、赤松部会員、佐々木部会員、古米部会員

1 開会

- ・ 脱炭素戦略本部担当課長あいさつ
- ・ 傍聴者の確認（傍聴希望者なし）
- ・ 資料確認

2 審議事項

- (1) 事業活動温暖化対策計画書制度の見直し
～新たな評価制度及び支援策等について～

【事務局（濱田室長代理）】

（資料1に基づき説明）

【鎌形部会長】

ありがとうございました。

今御説明いただきました内容について、これから御質問、御意見を受け付けていきたいと思いますが、内容が多岐にわたります。

大きな塊としては、評価制度に関する部分、そして支援策に関する部分の二つになります。まず、評価制度に関する部分について、これもまたいくつかに分けてお話を伺いたいと思います。評価制度が一巡したところで一回全体を通して言い足りないことがあればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、評価制度の改善にかかる部分で、まず9ページから10ページの「計画期間」とか「提出書類」について御質問、御意見のある方はお願ひいたします。いかがでしょうか。

皆さんよろしいですか。この部分は「計画期間」と「提出書類」に関しては、特に論点という形にはなっておりませんが、よろしいでしょうか。それでは事務局、先に進んでも良いですか。

【事務局（濱田室長代理）】

はい。よろしくお願ひいたします。

【鎌形部会長】

それでは先に参ります。次は、11 ページから 13 ページの「評価対象事業者」と「評価周期」に関して、御質問、御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

特に「評価周期」に関しては、実績を毎年度評価していくことについて、事務局から論点として御意見を求められておりますがいかがでしょうか。

【赤松委員】

実績の評価を毎年度していく方針であると理解しましたが、「計画」はどのタイミングで評価をするのでしょうか。それとも評価しないのでしょうか。

【鎌形部会長】

事務局、お願いします。

【事務局（濱田室長代理）】

実績を毎年度評価し、計画のみでは評価しない形を考えています。具体例として、13 ページの一番上の例 1 の場合、2025 年度に計画書が提出されますが、計画に対しては評価せず、翌年度以降の毎年度、実績報告書が提出された際に、その実績に対して評価をする形を考えています。ただ、計画書で高い目標を設定した事業者に対して何か評価できないかと、例えば、実績の評価の際に、計画で高い目標を掲げたことを加点評価ができないか検討しております。

【赤松委員】

分かりました。要は、計画書を出した初年度はまだ実績がないため評価せず、2 年目から前年度の実績を評価する形で、それ以降の各年度の評価は目標に対してどうなっているかも見ていくということですね。

【事務局（濱田室長代理）】

はい。そのとおりです。

【赤松委員】

分かりました、ありがとうございました。

もう一つついでに、「評価周期」の話ですけれども、横浜市・川崎市が 3 年固定というお話をあり、それと合わせるような形だと思いますが、横浜市・川崎市とこのピッチは同じになっていくのですか。つまり、13 ページの図だと第 1 期が 2025 年・2026 年・2027 年の 3 年間、第 2 期が 2028 年・2029 年・2030

年の3年間になっていますが、横浜市・川崎市もこの3年間でやられているのでしょうか。

【事務局（濱田室長代理）】

横浜市では既に3年間固定で運用されており、川崎市では現行の計画書制度が3年間固定で運用されています。一番コアな、提出者の多い年度は、2025年から2027年度になっていますので、基本的には合うものと考えています。

もちろん、横浜市も川崎市も期間の途中から新たに入ってくる事業者もいますので完全には合致しませんが、制度としては合うものと考えております。

【赤松委員】

なるほど、分かりました。ありがとうございました。

【事務局（濱田室長代理）】

ありがとうございます。

【古米委員】

13ページで、結局、神奈川県としてはこの例1、若しくは遅れて参加する人は例2から、ということになるということですね。

【事務局（濱田室長代理）】

はい。そのとおりです。

【古米委員】

川崎市・横浜市は例3に該当するということですか。

【事務局（濱田室長代理）】

はい。そのとおりです。

【古米委員】

2030年までに1回しか評価しないのは変な話ですので、毎年度でとは思うのですが、横浜市・川崎市では評価を毎年実施しないのに、神奈川県では評価をされるのかという不公平感のようなものも出てきそうな気もします。横浜市・川崎市と整合性をとる為の働きかけみたいなことは考えておられるのでしょうか。

【事務局（濱田室長代理）】

横浜市・川崎市とは、密に連携させていただいておりますが、横浜市は2010年度から評価制度を実施しており、いま急に見直しは難しいという状況です。川崎市の方も、昨年度に条例を改正し、今年度は詳細の検討をして、来年4月から運用開始という段階ですので、やはり合わせることは難しい状況です。

横浜市・川崎市とは評価周期が異なってしまうことについて、古米委員の御指摘のとおり、なるべく不公平感や事業者の負担等が出ないよう、運用に当たって、十分留意したいと考えております。

【鎌形部会長】

よろしいでしょうか。

【古米委員】

それは少し課題として残る感じはします。

【鎌形部会長】

他の委員の方はよろしいですか。佐々木委員お願ひいたします。

【佐々木委員】

非常に分かりやすい資料をありがとうございます。よく分かりました。

それで今古米さんからも話があったのですが、要は評価というものに対する捉え方が重要なと思っていました。やはり毎年やるのが負担である、3年に1回の方が楽であるというような形になってしまふと、事業者から不満が出るのは確かな話だと思います。

一方で、評価とは自分たちの取組が良い方向で評価されるという形で認識されるようになれば良いと思います。例えば、投資会社や銀行などにも、自分たちの取組が伝わりやすくなるといった方向に理解が進むのが良いのではないかと思います。先ほど、事務局のお話もありましたが、負担をなるべく軽くしてという話がありましたので、是非、そういう方向でやっていただければと思います。

2点目ですが、赤松委員からお話がありましたけど、3年間の評価の置き方についてです。3年計画に対しての評価を行わないということでしたが、それであれば、事務局案に対して蒸し返すようで恐縮ですが、2030年度が1つのターゲットとして計画期間を例えば6年間というような形でも良いのかな、というような印象を持ちました。この場合、その中期計画については、途中で見直

すこともありかなと思うのですが、これはあくまでも今日の話を聞いての思い付きです。

つまり、3年間の中期計画ですと、5年後に設備を更新する予定とかそういう話があった場合、このような計画を書き込めないということも想定されます。2030年度のような、もう少し先のことまで計画書にかけるような仕組みも必要なのかなと思いました。以上です。

【鎌形部会長】

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【事務局（濱田室長代理）】

佐々木委員に仰っていただいたことですが、9ページの対案の大坂府の計画期間の考え方でして、2030年度までという形になっています。

仰るとおり、2030年度は一つのターゲットとして考えているのですが、古米委員・赤松委員が仰るとおり、横浜市・川崎市は3年間の期間であり、横浜市・川崎市が2025～2027、2028～2030年の3年間ずつの計画が多数を占めること、横浜市・川崎市と県域では重複する事業者が多いことから、両市に合わせた方が、混乱も少ないだろうというところもあります。

また、現在、神奈川県の地球温暖化対策計画について、改定に向けて別の部会で審議していただいているところですが、そちらも2027年度に中間見直しを行うという考えですので、3年間は色々な意味で整合性があるのかなと。

なお、他自治体の例においても、あまり計画期間が長いと逆に事業者が計画を立てづらいという難点もあり、3年間との設定が多いという状況です。

一方で、佐々木委員の仰るとおり、どうしても大規模な設備投入・資金投入になりますと、5年間とか長いスパンでの事業計画ということも出てくるかと思います。そういった事業者について、評価でどのように考慮できるのかは検討課題だと思っております。

【佐々木委員】

どうもありがとうございました。

【鎌形部会長】

ありがとうございました。長期間に渡る設備投資というケースもあるということについての重要な問題提起だと思いますので、課題として受け止めてこれから検討をいただければと思います。

他ございますか。よろしいですか。また戻って全体を通じてのお話の時にこの件についても御意見賜りたいと思いますけれども、時間もありませんので、先に進んでいきます。

次は、14ページ以降になります。本制度の今回の検討のコアになるところだと思います。「評価軸・評価項目」ですね。16ページでは「評価基準・配点」、18ページでは「評価のアウトプット」。評価のアウトプットに関しては、特に事務局から論点として指定を受けています。それから、20ページの「評価結果の公表」も含め、14ページから20ページの範囲について御意見をいただきたいと思います。どなたからでもどうぞよろしくお願ひします。

【青柳委員】

青柳です。中長期的な評価軸・評価項目を設定とあるのですが、計画書の目標のレベルですが、どのぐらい減らす計画を設定するのかというところに関して、基準として16ページに望ましい年度ごとの削減率が示されているわけです。各事業者が出してきた数字が高い場合には加点するとスライドに記載があったと思うのですが、これに見合わないような数字の場合にはどうなるのでしょうか。つまり、目標と整合性があるのは、評価軸と評価項目だけではなく、削減レベルも実は検討しなければならないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【鎌形部会長】

事務局、お願ひします。

【事務局（濱田室長代理）】

仰るとおり、例えば、産業で計画目標が4%を上回る5%の削減目標を設定した事業者を加点評価の対象とする形で考えています。

そもそも目標が2%である等、基準に至らない事業者はどうするべきか、との御指摘ですが、目標が低いと概ね実績報告書での実績も低くなり、それに伴い評価も低くなります。現時点では、実績の評価が低くなるというところで、ディスインセンティブが働くのかなと考えております。

一方で、そもそも目標が低いものについては、高い目標になるようなインセンティブをつけるべきだということでしたら、改めて検討しないといけないなと思います。委員の御指摘としては、やはり目標の段階で高い目標を設定させる仕掛けが必要なのではないか、という御趣旨でしょうか。

【青柳委員】

そうです。県としての削減目標を達成するための制度ですから、目標の段階である程度、県全体としての削減をある程度確保するような数字にしておきたいわけですよね。事業者から出てきた全部の目標を合計してみても、例えば業務部門は 66% に足りませんと言うことも起きる可能性があります。世界全体で見ても世界各国の NDC (Nationally Determined Contribution) を合計した数字が COP の度に出ます。あのようなイメージで計算した時に、計画書の段階で産業部門 57%、業務部門 66%、運輸部門 24% の目標に全然到達していないという状況になってしまう可能性が今の段階だとあるので、そのような状況にならないようにどうするかというところは考えておかなくてはいけないのではないかと考えています。

【鎌形部会長】

ありがとうございました。今の論点ですが、まさに計画の段階でどう評価するかという問題と、例えば設備投資が少し先になるとか、そういう場合には 3 年間ごとの評価でどう反映できるかというそういう論点があるかと思いますので、少し整理が必要だと思います。

事務局にはその点、今すぐというわけにはいかないでしょうけども、念頭に置いて整理していただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

【事務局（濱田室長代理）】

ありがとうございます。

【鎌形部会長】

他に御意見、御質問ありますでしょうか。

【佐々木委員】

すみません、よろしいでしょうか。

まだ資料参考という段階なのですが、19 ページの評価軸の項目について、例えば、温室効果ガス排出量が 60 点、省エネが 20 点、それから再エネが 10 点という形で割り振られているのですが、この配点はこれから検討するという理解でよろしいでしょうか。

その上で一つ懸念点は、温室効果ガス排出量の削減は確かに重要なですが、配点が 60 点と非常に重い。それに対して、これを実現するための省エネとか再エネ・電化の配点が低いということになてしまうと、変な話、県域の事業所を他県に移転させてしまえば、温室効果ガス排出量が減るので、省エネ

の取組とか再エネの取組は、それほど重要ではないといった逃れ方もできるのではないかなど。

評価軸を作つて、それぞれを採点することは良いのですが、取組というところに積極的に関与していただきたいということであれば、この配点をもう少し考える必要があるかなと思います。

一方で、先ほど青柳委員の方からありましたように、(神奈川県) 全体として温室効果ガス排出量が削減できなければ意味が無いという話もありますので、このバランスをどう考えていくかというところを是非とも御検討いただければと思います。以上です。

【鎌形部会長】

事務局いかがですか。大変難しい御指摘ですが。

【事務局（濱田室長代理）】

仰るとおり検討中の段階でして、スライド記載の配点イメージは現時点での目安の点数という形になります。事務局でシミュレーションを行っていますが、まだ、どの配点が一番良いというところがなかなか見えてこないという段階です。

御指摘のような、省エネの取組とか再エネの取組に重きを置くような配点でのシミュレーションも行ったのですが、逆に、省エネや再エネの取組を頑張つていると、温室効果ガス排出量をあまり削減できていないのにA評価となるケースも出てきました。

青柳委員も仰っていたように、やはりこの制度の一番のターゲットとしては温室効果ガス排出量の削減というところですので、削減ができていないのに、取組を頑張っているからA評価となるのは制度としては望ましくないと考えました。そのため、思い切って温室効果ガス排出量の削減率が良ければ、自動的に高評価につながるという配点でシミュレーションしてみたのですが、そうしますと、先ほど佐々木委員が仰ったように、極論としては県域から他県に工場を移せば達成できてしまうというケースも出てきてしまいます。

前回の部会で赤松委員が仰ったように、後発組という利点を活用し、先行自治体の事例も踏まえながら、どの配点が一番良いのか模索している状況です。

【佐々木委員】

どうもありがとうございました。

【鎌形部会長】

よろしいですか。それでは他ござりますか。

【赤松委員】

同じく評価の配点の部分とかに関わるのですが、業種によって電化がしやすい・しにくい、いわゆる非化石化だとか、再エネ化だとかがなかなかしづらいところ・しやすいところ等様々あると思います。実際、省エネ法でも5分野8業種で、例えば鉄鋼であるとか、分野によってそれぞれガイドラインみたいなところで設定されている目標も違います。今考えられている神奈川県の評価は大まかな分野で、産業・業務・運輸という単位よりも細かい分野は全部一律なのですか。

【鎌形部会長】

事務局いかがですか。

【事務局（濱田室長代理）】

まさに赤松委員が仰ったところが非常に悩ましいところになります。産業部門の中でも、鉄鋼・化学・食品といった高温の熱を需要する分野等、電化・再エネ化が難しい業種もあります。県でも、例えば高温の熱需要に対してはガスコーチェネレーションの補助等を行っていますが、やはり、業種・業態によって、やりやすい・やにくいところは現実として出てくると思います。

とはいって、それを評価で事細かく分けると、公平にはなるのですが、今度は分かりにくさが生じますので、悩ましいところがあります。この辺については皆様の御知見をお伺いできれば有難いのですが、いかがでしょうか。

【赤松委員】

難しいと思います。業種によっては、とても難しい目標達成を求められた際に端から白旗掲げてしまうというような、それはそれで仕方ないのかなと。同業他社に達成している企業があれば、競争も生まれるのでしょうけど、間違なく電化はできず、どうしても化石燃料を使わざるを得ないというような話であれば、なかなか57%は無理だと思います。だから、そういうものだとして県としても割り切ってしまった方が、業種を細かく小分けにして目標・点数配分・比重等を変えるとかという煩雑なことは費用対効果に見合わない、という気もしています。確かに難しいとは思いますが、確認したかった事項は、業種をあまり細かく分けない、落としどころとして産業は産業でいくということですね。

【事務局（濱田室長代理）】

はい。そう考えております。今仰っていただいたところで、14ページの③の再エネ化・電化については、やはり、高温の熱需要の業種では、国の第6次エネルギー基本計画にもありますとおり、なかなか難しい状況です。

高熱需要は、コーチェネレーション等を使って、②の省エネを徹底し、①の温室効果ガス排出量の削減につなげていくと、過渡期ですので、2030年度まではそれでいくと。その後2050年、将来的にどうするかといった際に、評価軸2の⑤のイノベーション等の項目で、2030年度時点ではできないが、2050年までにやりたいと考える取組に対し、何か加点項目を設けることはできないのかと、今お話を聞いて思いました。

【赤松委員】

分かりました。御苦労重々分かります。御苦労様です。

【事務局（濱田室長代理）】

ありがとうございます。

【古米委員】

今のところ、この評価方法として非常に難しいと思うところなのですが、①温室効果ガス排出量の削減、②省エネの取組、③再エネ・電化の取組、④自動車の取組の各項目を足し算するという点について、それぞれ企業によって何を目標として積極的に取り組んでいるかが分かれる部分であると思うので、それを足し算するのではなくて、例えば、①温室効果ガス排出量の削減だけをやる企業は①だけで、事業者がそれぞれ掲げた目標に対して100点満点で評価する等、単なる足し算していくということではないのかなという気もしたのですが。

【鎌形部会長】

いわゆる総合評価をするか否かという、この案についてですね。大きな論点だと思いますので、事務局もう一度考え方を説明してみてください。

【事務局（濱田室長代理）】

仰っていただいたところは、前回も御教示いただいたところですが、確かに現行制度の主目的は、①温室効果ガス排出量の削減ですので、①温室効果ガス排出量の削減とほぼイコールで総合評価を行いつつ、他の項目、例えば、⑤中

長期目標・イノベーションとかを加点するというようなケースもある意味分かりやすいのかなと考えます。

仰るとおり、②省エネの取組、③再エネ・電化の取組、④自動車の取組は、①温室効果ガス排出量の削減のための「手段」になると思いますので、①温室効果ガス排出量の削減という「目的」に向けて、②省エネの取組、③再エネ・電化の取組、④自動車の取組という「手段」を如何に頑張っているかということになります。ただ、そこを同列にして良いのかということは、貴重な御指摘だと思いますので、引き続き検討したいと思います。

【鎌形部課長】

重要な論点だと思いますので、よく御検討お願いしたいと思います。それでは他にいかがでしょうか。青柳委員。

【青柳委員】

ちょっとまた趣旨の違う質問です。15ページを見ると、燃費の改善と次世代自動車とあるのですが、自動車の項目の対象が少し狭いと思います。例えば、項目を「モビリティ」とか「輸送」とかという風にして、自動車から鉄道に切り替える「モーダルシフト」や、ガソリン代の高騰により数社が共同で一台の車を使うといった色々なバリエーションの取組があります。ですから、様々な事業者がその事業者なりのアイディアを書き込めるような項目にしても良いのではと思います。

自社で自動車を使用していて、燃費の良い車への切り替えや、次世代自動車にするだけではなくて、モードの転換とか、共同作業なども加えたようなモビリティ・トランスポート、運搬・運輸全般的な項目として、全体として運輸部門の温室効果ガス排出量を減らすというような考えでも良いのではないかと思うのですがどうでしょうか。

それと同時に、⑤のイノベーションも私には思いつかないのですが、もっと幅広い項目もあるのかなという気もします。以上です。

【鎌形部会長】

よろしいでしょうか。

【事務局（濱田室長代理）】

15ページの自動車は、第3号該当事業者の評価項目になります。第1号・第2号該当事業者というのが原油換算で1,500kL／年以上のエネルギーを使用するいわゆる工場ですとか事務所・事業所で、第3号が自動車関係になります。

国の省エネ法では、鉄道や飛行機等も含めた運輸を対象にしているのですが、神奈川県では鉄道や飛行機、船舶を含めず、自動車だけを対象に第3号としていますので、自動車に限定して記載いたしました。

貴重な御助言をありがとうございます。保有車両数100台以上が第3号該当事業者の要件であるため、例えば、保有台数200台中100台をEVに切り替えることなどを評価対象として考えていたのですが、共同輸送などについては、事務局では想定しておらず、なるほどと思いました。

評価項目に今入れていない項目についても、御助言いただき、確かにそういったものもあると思いました。県としては、やはり最終ゴールは温室効果ガス排出量を削減することで、共同輸送などはそこに資する取組ではありますので、例えば第3号については、④自動車で評価するのか、②省エネの取組で評価するのか、それとも⑤中長期目標・イノベーション等で評価するのかなど、検討したいと考えます。

また、仰るとおり、⑤中長期目標・イノベーション等については、川崎市が県に先行して来年度から評価制度を導入しますので、同じような形を考えていたところですが、県の制度として、これで十分なのかどうか、今後、第3回の部会などでまた御助言いただければと思います。

【鎌形部会長】

ありがとうございます。資料上は評価項目の中分類は答申後検討で、あくまでイメージということですね。全体評価の項目、あるいは先ほどの総合評価の点数配分等を考える上でも、どういった観点から評価項目、大分類を評価するのかは非常に重要なことなので、評価に当たって留意すべき事項というような意味合いで良く検討いただいて、次回結果を報告いただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局（濱田室長代理）】

承知いたしました。

【鎌形部会長】

その他、御質問、御意見どうですか。

【佐々木委員】

もしよろしければ一点だけすみません。20ページの評価の公表について簡単に質問させてください。

低評価のD評価の場合は公表しないという話が提案されているのですが、考え方としてはA・B・C評価はプラスに評価できるというようなイメージ、つまりC評価も評価できるというような形での区分けになりますでしょうか。そこだけ確認をお願いします。

【鎌形部会長】

事務局、お願いします。

【事務局（濱田室長代理）】

すみません、20ページのスライドと説明が整合していなかったかもしれません、最終的には、A・B・C・D評価の4段階全て公表する形を考えています。

一番良い評価はA評価ですが、標準的なところをBとおくかCとおくかというところは、まだシミュレーション中の段階で、決まっておりません。

現時点では、トップランクがA評価、標準のうち高いものがB評価、低いものがC評価、低評価がD評価のイメージで考えております。

20ページのスライドが説明と違っておりました。申し訳ございません。

【佐々木委員】

ありがとうございました。

【鎌形部会長】

それでは、まだ時間に余裕はありますが、また後ほど全体を通じて気がついたところがあれば御意見賜ればと思います。

それでは、計画制度で残っているところは、「評価対象区域」ということで、21ページですね。これも論点として指定がございますけれども、この点について御質問、御意見のある方はよろしくお願いします。ございませんか。

【赤松委員】

それでは確認ですが、県域という言い方の定義なのかもしれません、ここで言う県域とは、横浜市・川崎市ではない神奈川県の他の地域だけではなく、一部川崎市の事業者がカウントされているとか、一部横浜市の事業者がカウントされているとか、横浜市も川崎市もカウントされているというような部分も含めて県域という意味だと思ってよろしいでしょうか。

【鎌形部会長】

事務局お願いします。

【事務局（濱田室長代理）】

横浜市・川崎市を除いて、三浦半島等の横須賀三浦地域、相模原市等の県央地域、藤沢市等の湘南地域、小田原市等の県西地域を県域としてイメージしています。地域としては、横浜市・川崎市と重複しないところですが、地域をまたいで活動している事業者もいますので、県域だけで計画書を作りづらいという場合もあると思っております。

例えば、横浜市で1,000kL/年、川崎市で500kL/年、県域には藤沢市で100kL消費する事業所がある事業者の場合、藤沢市の100kL分だけで事業者が計画書を作るということは恐らく困難だと思います。その場合、横浜市・川崎市の事業所を含めたトータルで計画書を作成したいと事業者から要望があれば、例外的に横浜市・川崎市分も含めて作成することも可としています。

制度対象としては横浜市・川崎市と県域をまたいで活動する事業者も含めて約520者になります。横浜市・川崎市をまたいで活動していない場合は、県域のみで評価をし、またいで活動している場合には、例外的に両市での活動分も含めて評価する場合もあると考えます。

【赤松委員】

神奈川県としての報告対象は、横浜市・川崎市と重複した部分を含めた約520者で、今議論している評価の際には、県域が中心になっていく。ただ、重複している部分も可能性としてはあるということですか。

【事務局（濱田室長代理）】

重複するところは提出いただき評価もしますが、横浜市・川崎市での活動分を抜いた取組が提出できるのであれば、そちらで評価を行います。

ただ、そこが提出しづらいという事業者がやはり多いと思いますので、実質的に重複してしまう部分については、県域のみならず、両市での活動分を含めた全県の取組を評価することにならざるを得ないと思っております。

本日の第2回部会を終えましたら、事業者へのヒアリングを実施する予定ですので、御意見を事業者から伺いたいと思います。

【赤松委員】

分かりました。ありがとうございました。

【鎌形部会長】

ありがとうございました。私の方からも確認させてください。

基本は、横浜市・川崎市を除いた県域の部分での取組の評価を基本として、場合によっては横浜市・川崎市含めた全県でも良いという扱いにする。こういう扱いにするということでおよろしいですか。

【事務局（濱田室長代理）】

はい、そのとおりです。

【鎌形部会長】

はい、分かりました。

その他御質問、御意見ありますか。今のような意味だということですが。青柳委員どうぞ。

【青柳委員】

すみません。これ（評価対象区域の考え方）は、例えば、将来的には対案1にしたいけれども、現状では無理だから事務局案で実施するという考え方のか、それとも、対案1・2はそもそも考えていないが、現在実施できるものが事務局案であるので、事務局案とするという事なのでしょうか。考え方によって方向性も異なってくるように思いますが、やはり、神奈川県としては対案1の京都府と同様を目指したいのでしょうか。それとも、そういったことは考える必要が無いのでしょうか。

【鎌形部会長】

事務局お願いします。

【事務局（濱田室長代理）】

結論から申し上げますと、事務局として対案1は考えておりません。

その理由ですが、対案1の場合、神奈川県が横浜市・川崎市の事業者に対しても評価を行い、横浜市・川崎市でもそれぞれ事業者を評価するとなると、事業者への負担も大きくなってしまいます。また、例えば、横浜市域の部分で、神奈川県の評価制度ではA評価で、横浜市の評価制度ではC評価といった形になりますとやはり混乱が生じます。横浜市・川崎市も、できれば現行制度と同様の形で棲み分けたいという御意向ですので、対案1については考えていないというところです。

また、対案2についてですが、愛知県では、名古屋市域を除いて愛知県に計画書等を提出することとし、名古屋市の制度と棲み分けております。対案2については、検討の余地があると思っています。

ただし、対案2の場合、例えば、県域で1,000kL、横浜市500kLの事業所がある場合、神奈川県でも横浜市でも制度の対象外となってしまうという課題もあります。つまり、神奈川県に1,500kL消費する事業者がいるのに、県域と横浜市に分かれて事業所があるために制度の対象外となってしまいます。

そのため、現行制度と同様に、事務局案の「原則県域」が良いと思っております。

【青柳委員】

対案1は、例として挙げたということで、分かりました。

【事務局（濱田室長代理）】

はい、そのとおりです。

【鎌形部会長】

ありがとうございました。他に「評価対象区域」について御意見、御質問ありますか。

それでは、時間も無くなってしまったので、23ページ以降の支援策のプランについて御意見、御質問のある方、お願いします。青柳委員ありますか。

【青柳委員】

前回も言ったかもしれないのですが、脱炭素に取り組むことはCSR対応であると考えている事業者が多かったという調査結果があったと思います。しかし、今エネルギーが高騰している状況では、CSRというよりも、本業に関わってくるわけですね。省エネをすることで本業のコスト削減に本当に大きく効いてくるので。そういう意味で、脱炭素は本業に関わるという訴求の仕方もおそらくあると思いますので、その辺り、商工部との兼ね合いもあるとは思いますが、経営改善等といった方向と絡ませる支援策も一つの手ではないかと思います。ですので、25ページのステップ2の現状把握支援で、特に中小規模事業者等の場合には、経営改善等と絡ませてコスト削減の一つの方策としてこの計画が使えるであるとか、そのような巻き込み方も、検討したら良いのではと思います。以上です。

【鎌形部会長】

経営改善の支援と結びつけるということですね。事務局いかがでしょう。

【事務局（濱田室長代理）】

仰るとおりだと思いますので考えていきたいと思います。

例えば、25 ページに普及啓発の施策例として記載した「ワンストップ相談窓口」があります。青柳委員が仰ったように、本県には中小企業支援を行う機関として KIP（神奈川産業振興センター）がありますので、今年度からそこに相談窓口を設置し、中小企業に対して、脱炭素に係るアドバイス支援をしていただくことになりました。

ただし、関心を持った中小企業しか相談窓口には来てくれません。そもそも課題認識がない方は相談窓口には来られないで、そういう方には県から呼びかけをして、いわゆる脱炭素経営が重要で、やっていかないと取り残される可能性がある一方で、やっていくことによって未来が開ける可能性もあるということを、何とかお伝えできないか模索しているところです。

【鎌形部会長】

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

それでは全体を通じて、これまで議論した計画制度も含めて全体を通じて、御意見、御質問があればどうぞ。

【古米委員】

先ほどの評価の公表のところですが、これは評価結果として先程の採点結果を公表するということだと思います。16 ページにあるような目標等に対しての結果の公表等はあるのでしょうか。

例えば、最終結果で A 評価を取るために、計画時点で非常に低い目標にしておけば A 評価を取れてしまうというような発想もあろうかと思います。計画時点の目標と合わせた形も必要なのかなと思ったのですけど、何かありますでしょうか。

【鎌形部会長】

事務局お願いします。

【事務局（濱田室長代理）】

はい、確かに現行の計画書制度では、事業者が自ら立てた目標に対しての取組実績として、低い目標を設定しておけば、実績で目標が達成できてしまうこともあります。それが今回の検討の出発点の一つともなっております。

そのため、新制度では、例えば、産業部門であれば、実績で 4 %を超えない 5 点を獲得できないという絶対評価とし、計画時点で目標を低く設定しよう

が高く設定していようが、実績で4%超とならなければ良い点を獲得できないというところで、現行制度の問題点をクリアしたいと考えております。

【古米委員】

もう目標と結果が合わせた形になっているという理解で良いですか。

【事務局（濱田室長代理）】

現行制度では御指摘の問題はありますが、新制度では実績への絶対評価ですのでクリアできるかと考えています。

【古米委員】

そういうことですね、はい。

それともう一つ、支援策ですが、事業活動する上でサプライチェーンマネジメントについて、設備投資等もあるのでしょうか、例えば、資機材を購入するに当たって、より長寿命化になるような高価であるけれど、CO₂削減に寄与するものを選定する、若しくは商品としての資機材が製造される中でCO₂削減に寄与している資機材を選定する等といった、全体を通じてのCO₂削減の寄与を評価する軸を何か考えられないのかなと。前回も同様のことをお話したのですが、いかがでしょうか。

【鎌形部会長】

事務局お願いします。

【事務局（濱田室長代理）】

前回、古米委員からお話を頂いて確認したところ、川崎市ではそういった評価を今回評価制度にも入れると、川崎CNブランドで加味し、加点評価することを考えているというところでございました。

川崎市は、臨海部の大企業が川崎市のCO₂の大部分を排出しているという特殊な要素がありますので、臨海部の十数社の大企業に取り組んでもらうというところで、ある程度制度の骨格を固められますが、県域では中規模の工場も多いので、そういったところを加点評価すると、逆に評価をもらえない事業者が増えてくるというデメリットもあり、悩ましいと思っております。

古米委員にお話をいただいたところは課題意識として持っておりますので、できるのかできないのか含めて、引き続き検討していきたいと考えております。

【鎌形部会長】

はい、引き続きよろしくお願ひします。他ござりますか。

予定された時間よりは少し早いですが、全体を通じて何かございませんでしょうか。

【青柳委員】

すみません、一つ。

【鎌形部会長】

青柳委員お願ひします。

【青柳委員】

20 ページの結果の公表ですが、「弁明の機会」のように、できていない事業者に罰則を与えるような印象をスライドから受けるのですけれども、それよりも見える化を活かして、約 520 者の事業者が協働してデータベースを作って、そのデータベースを見ながら、事業者が全体の中の自分の位置を確認しながら、事業者自身で改善していくような、自立した社会を目指すようなイメージの公表と、事業者の立ち位置の公表のようにできないかと思います。

ですから、事業者がみんなで頑張って、データベースを作りながら、データベースを使って事業者自身が自分の立ち位置を確認すると、もしかして事業者自身の立ち位置が全体から見てあまり良くない立ち位置にあるとすれば、それはどうしたら良いのか、例えば、3 年間の中の 2 年目であったりしても事業者自身が確認して自分できちんと対応ができる。その対応について研究機関が分析したり、金融機関が事業者への融資を検討する等、そのようなことができるような形にデータベースを作るといったようにもう少し前向きな位置付けに書いていただけたらなと思います。以上です。

【鎌形部会長】

ありがとうございました。

おそらく事務局は条例制度にすることが頭にあり、公表結果をどう使っていくかという点、制度としてどのようにプレイアップしていくかというところまでは記載をしていないということだと思いますが、おそらく見える化をして事業者自身の改善を促すというような主旨を全体の制度説明の中ではしていくと良いのではと思います。

事務局、どうぞ。

【事務局（濱田室長代理）】

部会長、ありがとうございます。部会長が仰るとおりでございます。我々の趣旨としましては、青柳委員も仰っていただいたとおり、見える化です。事業者が、自分自身の取組の成果がどのような評価になるのかというこれまで分からなかつたところが見え、次へのステップの糧とできる。併せて、金融・投資機関だけでなく、県民から見ても、この事業者は頑張っているな、では商品を買ってあげようといったように思ってもらえるように、基本的に全てのデータベースとして簡単に分かるような見える化をしたいと考えております。

一方で、やはり我々としては、第1回部会で青柳委員が仰っていただいたように、事業者の取組が良い悪いというよりは、県の施策の方向性に合っているというところでのA・B・C・D評価と考えています。そのため、D評価であっても、その事業者は悪いということではないと考えております。一方で、先行自治体では、弁護士等と相談をした上で、事業者に弁明の機会を付与するとか、経過措置を設けるなどといった対応を検討していると伺っております。

我々もこれから検討していくのですが、見える化をしたいという大目標の一方で、そういう低評価になる事業者に対する配慮も、行政としてケアする必要があるため、慎重な書きぶりになっています。しかし、思いとしては、仰るとおりで、見える化をしたいというところでございます。

【鎌形部会長】

はい、ありがとうございます。他ございますか。

それでは事務局に特にお願いですけれども、本日色々重要な御意見、論点が出たかと思いますので、そこをよく踏まえて検討を進めていただきたいと思います。

以上で本日予定した議事に関する審議は終了ですけれども、全体を通じて何かありますか。

特に無いですかね。もし無ければ、これで終了にしますが、事務局から何か追加の報告等ございますか。

【事務局】

鎌形部長、議事を御進行いただきありがとうございました。

次回第3回部会は11月27日月曜日となりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【鎌形部会長】

それでは本日の部会を終了いたします。長時間にわたり、議事の円滑な進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。以上で終了致します。

以上